

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業
成果報告書（Ⅱ）

A 生徒は、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある中学 1 年生である。授業で板書を写すのが間に合わなかったり、文字のバランスが独特であったりするなど、特に書くことに困難さがみられる。また、何事にも一生懸命取り組むが、不器用さがみられるため、作業には時間を要する。学級の中で自分から発言や発表をする場面が少なく、もの静かな生徒であるため見過ごされやすい。

本事例は、このような A 生徒の困難さについて、全授業担当者への理解啓発を進めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用し、A 生徒への合理的配慮の提供に至るまでの過程について述べた事例である。合理的配慮の内容の決定や提供については、全教職員で取り組んだ。

ファイル名：H30 0013JT1-LD

1. 取組のキーワードについて

- (1) 対象児童生徒等の障害種（下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。）
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、●学習障害、注意欠陥多動性障害
- (2) 対象児童生徒等の障害の程度（学校教育法施行令第 22 条の 3 への該当の有無）（下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を()に記入すること。）
該当（ ）、非該当（ ）
- (3) 対象児童生徒等の在籍状況等（下のいずれかに●を付すこと。）
幼稚園、小学校（通常の学級）、小学校（通常の学級・通級による指導）、
小学校（特別支援学級）、中学校（通常の学級）、●中学校（通常の学級・通級による指導）、中学校（特別支援学級）、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校（幼稚部）、特別支援学校（小学部）、特別支援学校（中学部）、
特別支援学校（高等部）
- (4) 対象児童生徒等の学年（下のいずれかに●を付すこと。）
年少、年中、年長、●1 年生、2 年生、3 年生、4 年生、5 年生、6 年生
- (5) キーワード（10 個以内）
発達障害、読み書きの困難、通級による指導、小中の連携

2. 対象児童生徒等について

(1) 対象児童生徒等の実態

A生徒は、読み書きに困難がみられる、発達障害の可能性のある中学1年生の生徒である。通常の学級に在籍し、小学校時より通級による指導を受けてきている。A生徒は、特に書くことに顕著な困難があり、書き終わった後には疲労感を伴う様子がみられる。学年相応の漢字は書けず、アルファベットは大文字小文字とも未習熟である。そのため、板書を写したり、プリントの問題を読んだり、記述して解答したりする場合には、非常に時間がかかるため、内容を理解するまでに至っていない。書くことをはじめ、作業全般の不器用さがみられ、常に体が緊張しているようである。また、限られた生徒とは話をすることがあるが、授業中の発言や発表はほぼ見られない。

(2) 対象児童生徒等の学習状況

A生徒は通常の学級に在籍し、週に1回1時間だけB中学校の通級による指導を受けている。学力はどの教科も平均点に届かず、全般的に高いとは言えない。

(3) 対象児童生徒等についての合意形成に至るまでの経緯

A生徒については、C小学校の通級による指導で読み書きに関する困難への指導や支援を受けてきている。C小学校では、本人や保護者、学級担任、通級による指導担当者との話し合いの中で、B中学校に入学後も、通級による指導における読み書きの困難に対する指導や支援を望んでおり、C小学校とB中学校間での引継ぎでもそのことについて確認した。

また、A生徒への合理的配慮については、B中学校入学後の4月下旬に、通級による指導担当者から学習面で気になることについてA生徒や保護者に伝えとともに、配慮の必要性があることを伝え、本人、保護者とB中学校で合意形成を図った。その後、配慮内容の決定や提供については、通級による指導担当者と特別支援教育コーディネーターを中心に進めていった。特にA生徒の書きの困難さについては、全教員で理解することが前提と考えた。そのため、ディスレクシアに特化した校内研修を行い、理解を深めたうえで、A生徒の学習上の困難を改善・克服するための配慮を検討し合意形成に至った。

3. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

(1) 【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

A生徒の在籍するB中学校の校区の小学校は、C小学校1校だけであるため、C小学校のほぼ全員がB中学校へ進学している。そのため、B中学校とC小学校は、小中連携に力を入れ、教育活動全般について、連携や引き継ぎを行っている。また、C小学校は通級による指導を行っており、特別な支援を必要とする児童の数も比較的多いため、専門の教員が多数配置されている。

A生徒だけでなく、支援を必要とする生徒全員に対して、B中学校入学前より、引継ぎ等を入念に行い、C小学校との支援の連続性を担保している。また、B中学校において指名された特別支援教育コーディネーターと通級による指導担当者、通常の学級の担任や教科担任が密に情報交換し、支援を必要とする生徒の支援方法や支援内容について共有している。

(2) 【基礎2】専門性のある指導体制の確保

B中学校では、平成30年度より通級による指導を開始している。通級による指導担当者は、通級による指導の経験があり、専門性のある教員が担当している。また、特別支

援教育コーディネーターも経験豊富で、大学での長期研修を受けていた経験もある。

また、C小学校は、県が指定する県東部地区の特別支援教育のセンター校であり、特別支援教育地域コーディネーター（地域の学校の支援を行う役割）が配置されている。

B中学校に入学後の対象生徒の指導や支援については、通級による指導担当者が日々の支援を行いながら、校内の特別支援教育コーディネーターとともにB中学校内での調整や、小学校との連携、外部専門家との連携を図れるような体制を確保している。

（３）【基礎３】個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

B中学校では、通級による指導を利用する生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成している。個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成については、全教員で研修を行った後に、当該生徒の学年の教職員が複数の目で、当該生徒のアセスメントや目標設定、支援内容の決定を行っている。

（４）【基礎４】教材の確保

A生徒に関するものはない。

（５）【基礎５】施設・設備の整備

A生徒に関するものはない。

（６）【基礎６】専門性のある教員、支援員等の人的配置

B中学校では、専門性のある教員を配置して通級による指導を行っている。また、学習支援員を配置し、支援を必要とする生徒への学習支援を行っている。

（７）【基礎７】個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

B中学校では、長期休業中に学年で特別支援教育に関する学習会を行っている。学習会では、各教科担当から支援の必要な生徒の授業の様子等について話題提供してもらい、対象生徒の困難や障害特性等についての情報共有を行っている。

（８）【基礎８】交流及び共同学習の推進

A生徒に関するものはない。

4. 対象児童生徒等への合理的配慮の実践

（１）【合理①－１－１】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A生徒の書くことの困難さの原因の一つに短期記憶の弱さが挙げられる。板書を写す際に、漢字の画数が多いものについては記憶することができず、時間がかかる様子がみられる。

また、学習内容についても、A生徒は覚えることが苦手で、学習内容が積み上げにくいことが推測される。そこで、A生徒に対して、プレゼンテーション用ソフト等の活用により視覚情報を絞り、大事なポイントのみを記憶できるように工夫している。さらに、予め、A生徒が授業の予習を行うことで、授業内容が少しでも理解できるようにしている。

（２）【合理①－１－２】学習内容の変更・調整

通常の学級における授業では、板書はなるべく大きな文字で書くことや、重要語句には色

をつけること、漢字にルビをふること、A生徒に板書を全て写すことを求めないこと、重要な内容については板書だけでなく教師が読み上げること、学習プリントや補助教材の課題についてはA生徒も取り組めるように量を調整することを各教科の担当教員と打合せて配慮している。

(3) 【合理①－2－1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

通級による指導では、A生徒の理解を促すために、認知特性に応じた映像教材や、タブレット型端末を利用した学習用アプリケーション等を活用している。A生徒の学習方法を模索していくことで、A生徒が「楽に学習できる」体験を実感できるように配慮している。

(4) 【合理①－2－2】学習機会や体験の確保

A生徒に特化したものはない。

(5) 【合理①－2－3】心理面・健康面の配慮

書き写す板書の文字数を調整し、A生徒の書くことへの負担感を軽減している。

(6) 【合理②－1】専門性のある指導体制の整備

合理的配慮協力員等からの助言や支援を適宜受けながらA生徒への指導や支援を進めている。A生徒は、夏季休業中の課題提出が困難なことが推測されるため、通級による指導担当で、個別に夏季休業中の課題に関して、課題の量の調整や学習支援を行っている。

(7) 【合理②－2】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

特別支援教育コーディネーターによる計画的な研修を実施するとともに、専門家（大学准教授）による定期的なA生徒の見とりや助言を受ける機会を確保した。

(8) 【合理②－3】災害時等の支援体制の整備

A生徒に特化したものはない。

(9) 【合理③－1】校内環境のバリアフリー化

A生徒に特化したものはない。

(10) 【合理③－2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

A生徒に特化したものはない。

(11) 【合理③－3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

A生徒に特化したものはない。

5. 取組の成果と課題

(1) 取組の成果

C小学校から引継ぎを入念に行い、A生徒が入学後も教職員全員で支援する体制を整えたことで、A生徒はB中学校に無理なく適応できている。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成については、通級による指導担当者を中心

に、A生徒に関わる教員がそれぞれの担当教科での観点を踏まえ、A生徒の授業での様子を共有することで、担当教員間でA生徒への指導や支援について情報を交換する雰囲気ができ、支援への意識の高まりがみられた。

通級による指導では、A生徒の特性に応じた教材や学習方法を試みたことで、A生徒の学ぶ意欲が高まっている。また、通級による指導担当者が積極的にA生徒の担任等と連携をとることで、A生徒の指導や支援についての連携を図ることが出来た。そのような指導や支援を行うことで、A生徒の学習意欲の向上にもつながっている。

（２）課題

今年度、A生徒の通常の学級における合理的配慮の提供は不十分なところもあった。今後は、実態把握を適切に行い、A生徒にとってどのような配慮が必要なのか、A生徒本人や保護者、学級担任、通級による指導担当者等の関係者を交えて更に考えて行く必要がある。